

狩猟のための国有林への入林手続きについて

千葉県内の国有林で狩猟をする場合は、千葉森林管理事務所へ「入林届」を提出する必要があります。

以下の点にご注意のうえ、手続きをお願いします。

○入林届は郵便・FAX・電子メールのいずれかで提出してください。

○提出していただいた入林届に問題がなければ、当所から受理した旨を通知する文書をお送りします。多少お時間が掛かる場合がありますので、ご了承ください。

○当所からの通知文書の郵送を希望される場合、送料は申請者のご負担となります。入林届を提出する際に返信用の切手 110円分を同封してください。
(猟友会等入林届を一括して郵送又は持参していただける場合に関しては一度に郵送する際に掛かる代金のみをご負担下さい。)

FAX 及び電子メールでの通知を希望される場合は必要ありません。

○入林届を提出され方は、実際に入林する日が決まった場合には、遅くとも直近の業務日の17時まで、日にちと場所を電話、FAX、電子メールのいずれかの方法によりその都度ご連絡下さい。

○そのほかの留意事項として、入林届に添付された「注意事項」をお読みください。

関東森林管理局千葉森林管理事務所

TEL : 043-242-4656

FAX : 043-242-4658

E-mail : ks_chiba_postmaster@maff.go.jp